

ガス導管事業者の2023年度託送収支の 事後評価について

第66回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2025年5月29日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日まで確認いただきたい事項

2023年度ガス導管事業者託送収支事後評価（以下「2023年度ガス託送収支事後評価」という。）にてストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者について、料金改定届出内容を確認した結果（フォローアップ結果）についてご確認いただく。

2023年度ガス託送収支事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の評価（フォローアップ）

2023年度ガス託送収支事後評価にてストック管理、フロー管理の基準を超過し、料金改定届出を行った6社の届出の内容等の評価をご確認いただく。

■ 趣旨

2023年度ガス託送収支事後評価の結果、期日までに値下げを行わない場合、値下げ変更命令の対象とされた事業者について、追加的な分析・評価として、実際の値下げ届出が行われている場合、その届出内容の評価（フォローアップ）を行う。

■ 進め方

2023年度ガス送収支事後評価結果のフォローアップ

○対象：2023年度ガス収支事後評価においてストック管理（超過利潤累積額）基準・フロー管理（乖離率）基準を超過し、期日までに値下げを行わない場合、値下げ変更命令の対象とされた6社^{*}。いずれの事業者も期日までに値下げ届出済。

(ア) スtock管理基準超過：①(株)エナジー宇宙（北本エリア）

(イ) フロー管理基準超過：②栃木ガス(株)、③鷲宮ガス(株)、④福山瓦斯(株)、⑤大牟田瓦斯(株)、⑥三愛オブリ(株)

^{*}フロー管理基準超過との評価であった長南町については、監査により「乖離率計算書」中の実績費用及び実績需要量に誤りがあることが指摘され、修正がなされた。修正後の託送収支計算書を評価したところ、乖離率はマイナス3.94%となり、フロー管理基準の超過は認められなかったことから、フォローアップ対象外とする。（値下げは実施済）

○内容：追加的な分析・評価（提出された値下げ届出の確認）

(参考) 2023年度ガス託送収支事後評価結果

- ガス導管事業者の2023年度収支状況の確認について、経済産業大臣及び各経済産業局長等から委員会宛てに意見の求めがあり、2024年11月及び2025年2月に開催された料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施した。
- その結果、事後評価の対象事業者145社のうち3社（(株)エナジー宇宙（北本エリア）、小千谷市、(株)エネクル（沖山地区））については、2023年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。また、8社（ENEOSエルエヌジーサービス(株)、栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、小千谷市、福山瓦斯(株)、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株)、長南町）については、2023年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。
- これらのうち、2023年9月21日に料金値下げを行った(株)エネクル（沖山地区）、2024年4月1日に料金値下げを行ったENEOSエルエヌジーサービス(株)及び2025年4月1日に北陸瓦斯(株)に事業譲渡を予定している小千谷市を除いた7社について、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である旨を、委員会は経済産業大臣及び経済産業局長等へ回答した。

<ストック管理基準超過>

①(株)エナジー宇宙（北本エリア）

<フロー管理基準超過>

②栃木ガス(株)、③鷺宮ガス(株)、④福山瓦斯(株)、⑤大牟田瓦斯(株)、⑥三愛オブリ(株)、⑦長南町

(1) 2023年度ガス託送収支事後評価において、基準を超過した事業者の概要

事業者名	一導/ 特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター 取付数 (需要家数)	自社小売 以外の参入
①(株)エナジー宇宙 (北本エリア)	一導	2024年 合併前の 新日本ガス 1966年	東京都渋谷区	4億5,000万円	381名	埼玉県北本市、 桶川市、鴻巣市等	83,173個	あり・1社
②栃木ガス(株)	一導	1964年	栃木県栃木市	6,000万円	11名	栃木県栃木市	3,297個	あり・1社
③鷲宮ガス(株)	一導	1971年	埼玉県久喜市	7,000万円	20名	埼玉県久喜市、 加須市の一部	11,277個	あり・2社
④福山瓦斯(株)	一導	1910年	広島県 福山市	2億5,875万円	82名	広島県福山市、岡山 県里庄町の一部等	47,315個	なし
⑤大牟田瓦斯(株)	一導	1918年	福岡県 大牟田市	2億円	23名	福岡県大牟田市、 熊本県荒尾市	11,302個	なし
⑥三愛オブリ(株)	特導	2004年	東京都 千代田区	101億2,700万円	15名	—	—	—

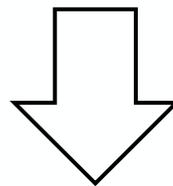
(2) 料金改定届出の妥当性確認における方針

(ア) ストック管理基準超過事業者に対するフォローアップ

【確認内容】

2023年度ガス託送収支事後評価において、ストック管理（超過利潤累積額）の基準を超過し、料金改定を行った1社（株）エナジー宇宙（北本エリア）においては、ガス事業託送供給約款料金算定規則（以下「料金算定規則」という。）に基づき、新料金における想定費用が適正に算定されているかを確認。

- 1) 総括原価方式による算定となっているか。
- 2) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。
- 3) 新料金における想定需要量及び想定費用が、過去実績や2024年度の実績見込みを考慮した数字となっているか。



【対応案】

上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、「2025年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2026年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

① エナジー宇宙(株) (北本エリア)

1) 総括原価方式による算定となっているか。

- エナジー宇宙 (北本エリア) においては、料金算定規則第17条に基づき、**総括原価方式により新料金を設定。**
- グループ再編による効率化を適切に料金原価に反映。

原価算定の方式		特徴
総括原価方式	原価洗い替えを行う方式	原価を洗い替えるため、託送料金原価はより精緻に算定され、かつ透明性が確保されると考えられる。
届出上限値方式	原価洗い替えは行わず、経営効率化等による費用減の一部を、事業者自ら設定する料金引下げ原資に充てる方式	機動的な料金改定が可能となる一方、経営効率化等による費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資とするため、当該引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

原価算定方式	費用 (千円)			
	原価算定期間 (2017~2019年度) の想定3年平均	2021~2023年度の 実績3年平均	2024年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
総括原価方式	4,279,355	3,668,041	3,594,217	3,649,116

① エナジー宇宙（北本エリア）

2) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 料金算定規則第10条第1項において、減少事業報酬額の算定については、「託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第3第4表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第3第4表の還元義務額残高の合計額が零の一般ガス導管事業者を除く」とされているため、**エナジー宇宙（北本エリア）は減少事業報酬額の算定が義務付けられていない。**
- そのため、次ページ以降にて、**エナジー宇宙（北本エリア）が実施した料金改定値下げに係る検討結果を確認した。**

第4表

内部留保相当額管理表

事業者名 株式会社エナジー宇宙(北本エリア)

令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

(単位:千円)

項目	金額	備考
前期末内部留保相当額 (①)	-1,225,693	
当期超過利潤額(又は当期欠損額) (②)	129,803	
還元額 (③)	-	
当期導管投資額(又は当期特定導管投資額) (④)	-	
当期内部留保相当額 (⑤=①+②-③-④)	-1,095,890	還元義務額残高:-

「株式会社エナジー宇宙（北本エリア） 令和5年度託送収支計算書」より抜粋

① エナジー宇宙（北本エリア）

2) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- エナジー宇宙（北本エリア）においては、まずは、**超過利潤が一定水準を超過した要因を分析**

(1) 変更前料金下での超過利潤・超過利潤累積額発生状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
託送供給量（百万m ³ ）	64	61	61	57	59	58	57
託送収益（営業収益）（百万円）	4,053	3,910	3,977	3,913	3,837	3,878	3,745
託送費用（営業費用）（百万円）	3,686	3,600	3,601	3,678	3,332	3,393	3,299
うち変動費（事業者間精算費）（百万円）	1,119	1,186	1,181	1,159	1,159	1,185	1,164
うち固定費（事業者間精算費以外の費用）（百万円）	2,567	2,414	2,420	2,519	2,173	2,208	2,135
当期純利益（百万円）	272	223	127	175	372	357	322
超過利潤（百万円）	86	36	87	-22	171	156	129
超過利潤累積額（百万円）	86	122	209	187	358	515	645

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2023年度一定水準額 **509百万円**

(2) 超過利潤が累積した主な要因

- ① 変更前料金の設定当初予定していた経年管入れ替え工事について、他地域（春日部エリア）の入れ替え工事を優先したことに伴い、北本エリアの投資関連費用（減価償却費、事業報酬額等）が減少したこと。
- ② 想定販売量と想定原価と比較して、販売量の減少はあったものの、実績費用の減少幅が大きかったこと。

① エナジー宇宙（北本エリア）

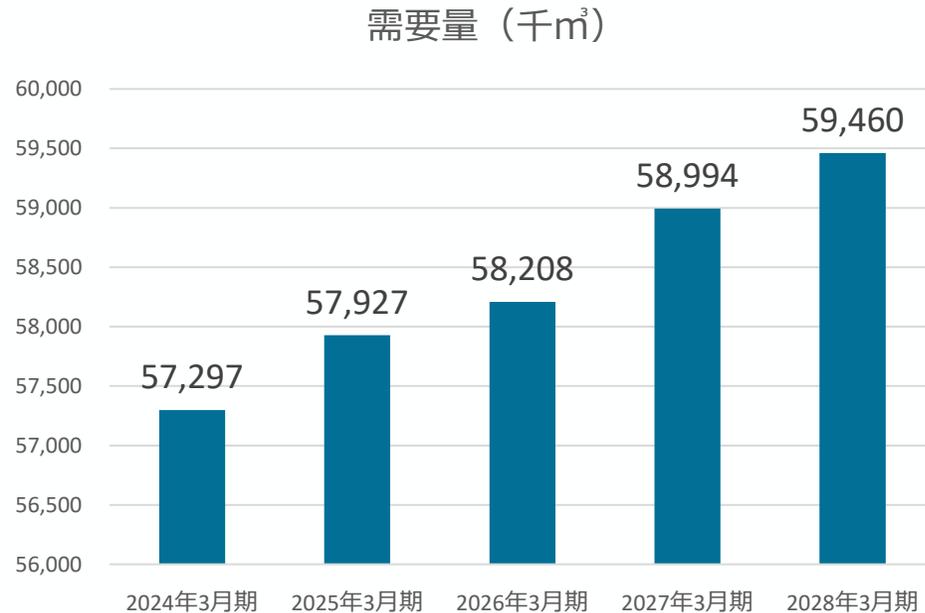
2) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。（続き）

エナジー宇宙（北本エリア）においては、

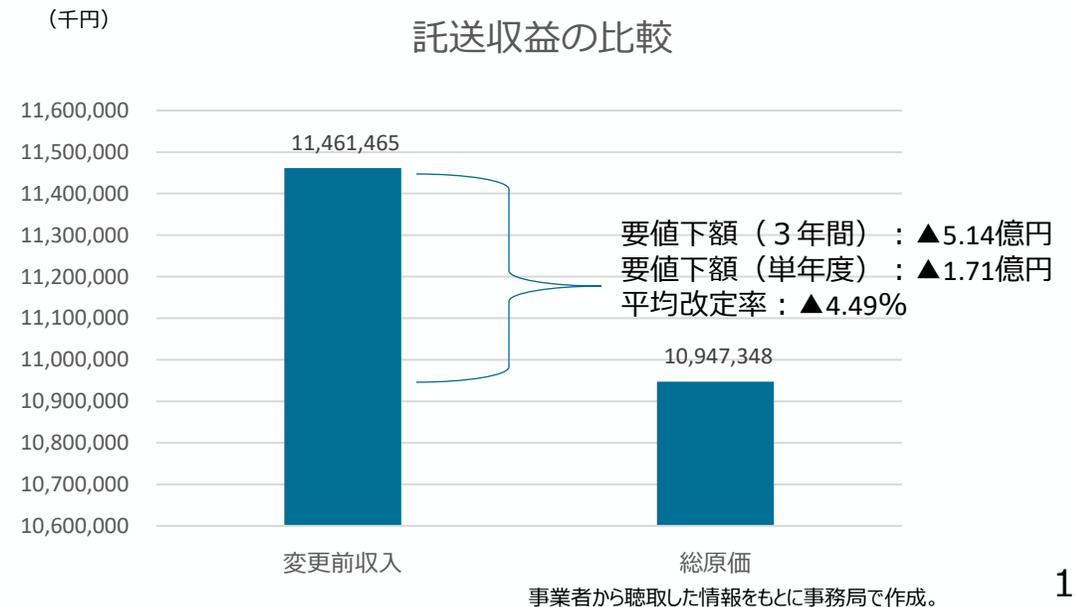
- 過去の需要実績や託送供給依頼者とのヒアリングを踏まえて需要を予測
- 変更前の料金単価を適用した場合の収益見込みと総括原価の算定による料金との比較により値下げ原資を算定。新料金に反映（控除）していることを確認した。

○ 需要予測

託送供給依頼者とのヒアリング、2023年度直近実績等を踏まえ、需要予測を作成。



○ 変更前の料金単価での収益見込みと新料金の総原価との比較



① エナジー宇宙（北本エリア）

2) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。（続き）

- 新料金の算定にあたり、1件あたりの単位数が減少しているため、その分布に合わせて料金区分も変更。
- 区分変更により基本料金が増額となる使用量区分があるが、基本料金と従量料金の合計額では、全使用量において値下げとなっていることを確認済。

〈2部料金〉

改定前託送料金			改定後託送料金				
	使用量(m3)	基本料金	従量料金	使用量(m3)	基本料金	従量料金	
A	0-19	600.00	93.94	A	0-25	600.00	90.48
B	20-77	800.00	83.42	B	26-70	865.00	79.88
C	78-194	1,260.00	77.45	C	71-150	2,032.00	63.21
D	195-454	2,401.00	71.57	D	151-300	2,809.00	58.03
E	455-1000	4,049.00	67.94	E	301-1000	3,736.00	54.94
F	1001-	6,429.00	65.56	F	1001-	5,826.00	52.85

〈3部料金〉

改定前託送料金					改定後託送料金						
	年間使用量	基本料金	流量基本料金	従量料金	低圧加算額	年間使用量	基本料金	流量基本料金	従量料金	低圧加算額	
1種	0~	25,000.00	200.00	36.00	4.91	1種	0~	25,000.00	200.00	31.30	4.91
2種	100,000~	50,000.00	200.00	30.50	4.91	2種	100,000~	50,000.00	200.00	28.10	4.91
3種	500,000~	100,000.00	200.00	29.00	4.91	3種	500,000~	100,000.00	200.00	27.30	4.91
4種	1,000,000~	200,000.00	200.00	28.00	4.91	4種	1,000,000~	200,000.00	200.00	26.60	4.91
5種	5,000,000~	250,000.00	200.00	26.90	4.91	5種	5,000,000~	250,000.00	200.00	26.30	4.91

「株式会社エナジー宇宙（北本エリア） 規則第68条第1項に該当する説明書」より抜粋

① エナジー宇宙（北本エリア）

2) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。（続き）

- 区分変更により基本料金が増額となる使用料区分があるが、全使用量において託送料金の合計額（＝基本料金＋従量料金）は値下げとなっていることを確認済。

使用量	改定前		改定後		差額	使用量	改定前		改定後		差額	使用量	改定前		改定後		差額						
	区分	支払金額	区分	支払金額			区分	支払金額	区分	支払金額			区分	支払金額	区分	支払金額		区分	支払金額				
20	B	2,468	A	2,409	-59	56	B	5,471	B	5,338	-133	92	C	8,385	C	7,847	-538	130	C	11,328	C	10,249	-1,079
21	B	2,551	A	2,500	-51	57	B	5,554	B	5,418	-136	93	C	8,462	C	7,910	-552	140	C	12,103	C	10,881	-1,222
22	B	2,635	A	2,590	-45	58	B	5,638	B	5,498	-140	94	C	8,540	C	7,973	-567	150	C	12,877	C	11,513	-1,364
23	B	2,718	A	2,681	-37	59	B	5,721	B	5,577	-144	95	C	8,617	C	8,036	-581	160	C	13,652	D	12,093	-1,559
24	B	2,802	A	2,771	-31	60	B	5,805	B	5,657	-148	96	C	8,695	C	8,100	-595	170	C	14,426	D	12,674	-1,752
25	B	2,885	A	2,862	-23	61	B	5,888	B	5,737	-151	97	C	8,772	C	8,163	-609	180	C	15,201	D	13,254	-1,947
26	B	2,968	B	2,941	-27	62	B	5,972	B	5,817	-155	98	C	8,850	C	8,226	-624	190	C	15,975	D	13,834	-2,141
27	B	3,052	B	3,021	-31	63	B	6,055	B	5,897	-158	99	C	8,927	C	8,289	-638	200	D	16,715	D	14,415	-2,300
28	B	3,135	B	3,101	-34	64	B	6,138	B	5,977	-161	100	C	9,005	C	8,353	-652	210	D	17,430	D	14,995	-2,435
29	B	3,219	B	3,181	-38	65	B	6,222	B	6,057	-165	101	C	9,082	C	8,416	-666	220	D	18,146	D	15,575	-2,571
30	B	3,302	B	3,261	-41	66	B	6,305	B	6,137	-168	102	C	9,159	C	8,479	-680	230	D	18,862	D	16,155	-2,707
31	B	3,386	B	3,341	-45	67	B	6,389	B	6,216	-173	103	C	9,237	C	8,542	-695	240	D	19,577	D	16,736	-2,841
52	B	5,137	B	5,018	-119	88	C	8,075	C	7,594	-481	124	C	10,863	C	9,870	-993	450	D	34,607	E	28,459	-6,148
53	B	5,221	B	5,098	-123	89	C	8,153	C	7,657	-496	125	C	10,941	C	9,933	-1,008	454	D	34,893	E	28,678	-6,215
54	B	5,304	B	5,178	-126	90	C	8,230	C	7,720	-510	126	C	11,018	C	9,996	-1,022	1000	E	71,989	E	58,676	-13,313
55	B	5,388	B	5,258	-130	91	C	8,307	C	7,784	-523	127	C	11,096	C	10,059	-1,037	2000	F	137,549	F	111,526	-26,023

① エナジー宇宙（北本エリア）

3) 新料金における想定需要量及び想定費用が、過去実績や2024年度の実績見込みを考慮した数字となっているか。

過去実績や2024年度実績見込み、託送供給依頼者へのヒアリング等を踏まえた需要量予測等を実施し、新料金を設定。2025年4月1日から適用。

需要量 (千m ³)				2025年4月料金改定時の 想定需要量算定の根拠
原価算定期間 (2017~2019年度) の想定3年平均	2021~2023年度の 実績3年平均	2024年度の 実績見込み	2025年4月 料金改定時の 想定3年平均	
70,133	58,580	57,927	58,888	大口需要家（製造業）の需要量がコロナ後回復傾向にあることによる増

費用 (千円)				2025年4月料金改定時の 想定費用算定の根拠
原価算定期間 (2017~2019年度) の想定3年平均	2021~2023年度の 実績3年平均	2024年度の 実績見込み	2025年4月 料金改定時の 想定3年平均	
4,279,355	3,668,041	3,594,217	3,649,116	グループ再編による労務費減、スマートメーター導入完了による消耗品費減・通信費増・システム利用料増、事業者間精算費減等を反映

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成

2025年4月変更届出内容					
変更前の料金収入 (千円) : A	総括原価方式による 料金原価 (千円) : B	2025年料金改定時の 需要量 (年/m ³) : C	変更前平均単価 (A/C)	変更後平均単価 (B/C)	値下げ幅
11,461,465	10,947,348	176,664	64.88	61.97	▲4.49%

①エネルギー宇宙（北本エリア）

1)～3) のまとめ

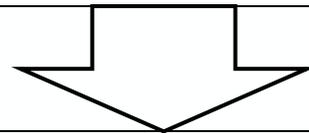
エネルギー宇宙（北本エリア）の新料金はおおむね妥当なものと考えられる。

(2) 料金改定届出の妥当性確認における方針

(イ) フロー管理基準超過事業者に対するフォローアップ

【確認内容】

- 2023年度ガス託送収支事後評価において、フロー管理（乖離率）の基準が超過し、料金改定を行った5社（②栃木ガス(株)、③鷲宮ガス(株)、④福山瓦斯(株)、⑤大牟田瓦斯(株)、⑥三愛オブリ(株)）においては、新料金における需要量と費用の想定が、2021～2023年度の実績及び2024年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認。
 - 1) 新料金における原価算定について、一般ガス導管事業者（②栃木ガス(株)、③鷲宮ガス(株)、④福山瓦斯(株)、⑤大牟田瓦斯(株)）においては、届出上限値方式ではなく、総括原価方式により算定されているか。（料金算定規則第17条第1項）
 - 2) 新料金における想定需要量が、2021～2023年度の需要量の実績や2024年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか。
 - 3) 新料金における想定費用が、2021～2023年度の費用の実績や2024年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか。



【対応案】

- 上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、「2025年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2026年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

②栃木ガス、③鷲宮ガス、④福山瓦斯、⑤大牟田瓦斯

1) 新料金における原価算定について、一般ガス導管事業者は届出上限値方式ではなく、総括原価方式による算定となっているか。

5社のうち、一般ガス導管事業者である②栃木ガス、③鷲宮ガス、④福山瓦斯、⑤大牟田瓦斯については、いずれも料金算定規則第17条第1項に基づき、総括原価方式により新料金を設定。

原価算定の方式		特徴
総括原価方式	原価洗い替えを行う方式	原価を洗い替えるため、託送料金原価はより精緻に算定され、かつ透明性が確保されると考えられる。
届出上限値方式	原価洗い替えは行わず、経営効率化等による費用減の一部を、事業者自ら設定する料金引下げ原資に充てる方式	機動的な料金改定が可能となる一方、経営効率化等による費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資とするため、当該引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

事業者名	原価算定方式	費用（千円）			
		原価算定期間の 想定3年平均	2021～2023年度の 実績3年平均	2024年度の 実績見込み	2025年料金改定時の 想定3年平均
②栃木ガス	総括原価方式	2017.4月～2020.3月 211,160	235,796	276,171	271,074
③鷲宮ガス	総括原価方式	2017.4月～2020.3月 499,038	539,719	483,458	455,200
④福山瓦斯	総括原価方式	2017.1月～2019.12月 2,093,999	2,149,026	2,144,616	2,151,590
⑤大牟田瓦斯	総括原価方式	2017.4月～2020.3月 336,558	374,258	375,231	361,328

②栃木ガス、③鷲宮ガス、④福山瓦斯、⑤大牟田瓦斯、⑥三愛オブリ

2) 新料金における想定需要量が、2021~2023年度の需要量の実績や2024年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか。

5社いずれも、過去実績や2024年度実績見込み、託送供給依頼者へのヒアリング等による今後の需要予測を踏まえ、新料金の想定需要量を見積もっていることを確認。

事業者名	需要量 (千m ³)				2025年料金改定時の 想定需要量算定の主な背景
	原価算定期間の 想定3年平均	2021~2023年度 の実績3年平均	2024年度の 実績見込み	2025年料金改定時 の想定3年平均	
②栃木ガス	2017.4月~2020.3月 4,009	4,951	6,196	6,286	大口需要家（工場）へ需要の増
③鷲宮ガス	2017.4月~2020.3月 13,826	16,020	16,444	16,902	家庭用件数の増加、既存大口の増量 等による需要量増
④福山瓦斯	2017.1月~2019.12月 52,685	83,709	69,317	73,656	大口需要家（製造業）の需要量を 現状水準維持見込みとした
⑤大牟田瓦斯	2017.4月~2020.3月 6,194	7,467	9,269	9,737	大口需要家（製造業、医療系）の 需要の増
⑥三愛オブリ	2020.4月~2023.3月 14,092	20,603	35,803	37,308	新規の大口需要家（製造業）への 供給開始（2023.5月~）を踏まえ た増

②栃木ガス、③鷲宮ガス、④福山瓦斯、⑤大牟田瓦斯、⑥三愛オブリ

3) 新料金における想定費用が、2021~2023年度の費用の実績や2024年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか。

5社いずれも、過去実績や2024年度実績見込みを踏まえ、新料金の想定費用を見積もっていることを確認。

事業者名	費用（千円）				過去実績よりも料金改定後の方が費用が増えている場合、主な理由
	原価算定期間の想定3年平均	2021~2023年度の実績3年平均	新料金算定時に想定していた2024年度の実績見込み	2025年料金改定時の想定3年平均	
②栃木ガス	2017.4月~2020.3月 211,160	235,796	276,171	271,074	新規産業団地及び新規大口需要家等への導管延伸による固定資産減価償却費の増加
③鷲宮ガス	2017.4月~2020.3月 499,038	539,719	483,458	455,200	(減価償却費減等による費用減)
④福山瓦斯	2017.1月~2019.12月 2,093,999	2,149,026	2,144,616	2,151,590	労務費増
⑤大牟田瓦斯	2017.4月~2020年3月 336,558	374,259	375,231	361,328	ガス需要増加に伴う事業者間精算額の増
⑥三愛オブリ	2020.4月~2023.3月 253,567	343,191	573,597	602,032	新規需要家の獲得に伴う導管の延長増加による導管の減価償却費増及び保安業務増に係る人件費等の増

②栃木ガス、③鷲宮ガス、④福山瓦斯、⑤大牟田瓦斯、⑥三愛オブリ

1) ~3) まとめ

5社から提出のあった2023年度ガス託送収支における乖離率計算書の数値と、前述1) ~ 3) を踏まえて設定された新料金における平均単価及び料金改定率を確認したところ、**全社とも妥当な平均単価の設定**となっていることを確認。

事業者名	2023年度乖離率計算書			新料金	
	現行料金算定時の 想定単価 (円/m ³) (A)	2023年度 実績単価 (円/m ³) (B)	2023年度 乖離率 ※2	2025年改定後の 平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
②栃木ガス	52.67	47.62	▲9.58	43.11	▲18.15
③鷲宮ガス	36.09	33.69	▲6.65	26.93	▲25.38
④福山瓦斯	39.74	25.67	▲35.41	29.21	▲26.50
⑤大牟田瓦斯	54.34	50.12	▲7.77	37.11	▲31.71
⑥三愛オブリ	17.99	16.66	▲7.43	16.13	▲10.33

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成



5社いずれも、新料金はおおむね妥当なものと考えられる。

(3) まとめ

- 2023年度ガス託送収支事後評価においてストック管理基準、フロー管理基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った6社の届出の内容等の確認を行ったところ、**いずれの新料金もおおむね妥当なものと考えられる。**

(参考条文) ガス事業託送供給約款料金算定規則 (平成29年経済産業省令第22号)

第二章 一般ガス導管事業者の託送供給約款料金の算定

(減少事業報酬額の算定)

第十条 一般ガス導管事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた一般ガス導管事業者であって法第四十九第一項の規定による届出を行っていないもの及び託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下この章において「当期内部留保相当額」という。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額が零の一般ガス導管事業者を除く。）は、減少事業報酬額を算定し、様式第五第三表を作成しなければならない。

2 (略)

3 還元額は、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額（当該事業年度と連続する前事業年度において一定水準超過額が零でない場合（当該事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において第十四条第一項の規定により設定した料金を実施する場合を除く。）には、当該一定水準超過額から前事業年度の一定水準超過額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）とする。）に一から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に百分の五十を乗じて得た値（当該値が一を上回る場合にあっては一と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が第六条第一項又は第五項及び第六項の規定により算定された事業報酬額を超える場合にあっては、当該事業報酬額）を下回らない額であって、第一項に規定する一般ガス導管事業者が定める額とする。

4 内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定により第一項に規定する一般ガス導管事業者が定めた額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第六条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

(届出託送供給約款料金原価等の算定)

第十七条 法第四十八条第五項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款届出料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下この条から第二十条までにおいて「届出事業者」という。）は、当該届出事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原資算定期間」という。）を定め、次の各号に掲げるいずれかの方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。ただし、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額が零でない届出事業者又は同様式第三第五表の乖離率がマイナス五パーセントを超えている届出事業者（現行託送供給約款料金を維持することが妥当であると認められる者を除く。）が改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたとき、法第四十八条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があったとき、又は法第五十条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を変更する場合（改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた日以後、第十四条第一項の規定により託送供給約款認可料金を設定し、法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたことがある場合及び第十九条第二項の規定により届出託送供給約款料金原価等を算定し、法第四十八条第六項の規定による届出をしたことがある場合を除く。）は、原資算定期間を定め、第二号に掲げる方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。

一 届出上限値方式

二 総括原価方式